

第百八十七回国会
衆議院
安全保障委員会
議 録 第 五 号

平成二十六年十一月六日(木曜日)

午前九時二十分開議

出席委員

委員長 北村 誠吾君

理事 小野寺五典君 理事 木原 誠二君

理事 武田 良太君 理事 谷川 弥一君

理事 津村 啓介君 理事 足立 康史君

理事 佐藤 茂樹君

岩屋 毅君

門山 宏哲君

東郷 哲也君

浜田 靖一君

武藤 貴也君

大西 健介君

伊佐 進一君

三谷 英弘君

村上 史好君

勝沼 栄明君

笹川 博義君

中谷 真一君

原田 憲治君

大串 博志君

村岡 敏英君

中丸 啓君

赤嶺 政賢君

照屋 寛徳君

防衛大臣

防衛副大臣

防衛大臣政務官

安全保障委員会専門員

江渡 聡徳君

左藤 章君

原田 憲治君

齋藤久爾之君

委員の異動

十一月六日

辞任

三木 圭恵君

補欠選任

村岡 敏英君

同日
辞任

補欠選任

村岡 敏英君

三木 圭恵君

本日の会議に付した案件

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○北村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。江渡防衛大臣。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○江渡國務大臣 ただいま議題となりました防衛

省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛省職員の給与について、平成二十六年年度の官民較差に基づく改定及び平成二十七年年度の給与

制度の総合的見直しを実施するため、所要の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、平成二十六年年度の官民較差に基づく改定といたしまして、一般職の職員の例に準じて、自衛隊教官及び自衛官の俸給月額について若年層を中心に引き上げるとともに、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に係る学生手当及び期末手当等について引き上げることとしております。

第二に、平成二十七年年度の給与制度の総合的見直しによる改定といたしまして、民間賃金水準の低い地域の官民較差解消のため俸給月額を引き下げる一般職の職員の例に準じて、自衛隊教官及び自衛官の俸給月額を改定すること等としております。

このほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

なお、事務官等の俸給月額の改定、平成二十六年年度における勤勉手当の支給割合の引き上げ、平成二十七年年度以後における地域手当等の改定につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によつて、一般職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○北村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明七日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時二十三分散会

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律昭和二十七年法律第二百六十六号の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「五千六百九十円」を「六千三百五十円」に改める。

第十八条の二の二中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第二十四条の二第二項中「十二万五千五百円」を「十二万六千九百円」に改める。

第二十五条第二項中「十万八千三百円」を「十万九千四百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第二十五条の二第二項中「九万四千九百円」を「九万六千円」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円
	1	195,100	332,300
	2	196,800	334,600
	3	198,400	336,900
	4	200,100	339,200
	5	201,900	341,500
	6	203,600	343,800
	7	205,300	346,100
	8	206,900	348,400
	9	208,700	350,600
	10	210,600	352,800
	11	212,500	355,000
	12	214,400	357,200
	13	216,100	359,400
	14	218,100	361,400
	15	220,100	363,400
	16	222,100	365,500
	17	224,000	367,400
	18	226,700	369,400
	19	229,400	371,400
	20	232,100	373,400
	21	234,900	375,400
	22	237,800	377,400
	23	240,700	379,400
	24	243,500	381,300
	25	246,200	382,800
	26	249,000	384,700
	27	251,800	386,600
	28	254,600	388,500
	29	257,400	390,400
	30	260,000	392,400
	31	262,600	394,400
	32	265,200	396,400
	33	267,600	398,200
	34	270,200	399,900
	35	272,700	401,600
	36	275,200	403,400
	37	277,700	404,600
	38	280,200	406,100
	39	282,800	407,500
	40	285,400	409,000
	41	287,900	410,700
	42	290,500	412,100
	43	293,000	413,500
	44	295,500	415,100
	45	297,800	416,700
	46	300,400	418,000
	47	303,000	419,600
	48	305,700	421,200

	49	308,200	422,900
	50	310,700	424,300
	51	313,200	425,900
	52	315,700	427,500
	53	318,100	429,200
	54	320,300	430,700
	55	322,500	432,300
	56	324,700	433,900
	57	327,000	435,400
	58	329,200	436,900
	59	331,400	438,300
	60	333,500	439,800
	61	335,700	441,400
	62	337,900	442,900
	63	340,100	444,400
	64	342,300	445,900
	65	344,300	447,600
	66	346,500	449,100
	67	348,700	450,600
	68	350,900	452,200
再任用職員以外の職員	69	352,900	453,800
	70	355,000	455,300
	71	357,100	456,900
	72	359,200	458,500
	73	361,000	460,000
	74	362,900	461,000
	75	364,900	462,000
	76	366,800	462,800
	77	368,800	463,600
	78	370,500	
	79	372,200	
	80	373,900	
	81	375,400	
	82	376,900	
	83	378,400	
	84	379,900	
	85	381,000	
	86	382,400	
	87	383,800	
	88	385,200	
	89	386,500	
	90	387,800	
	91	389,100	
	92	390,400	
	93	391,700	
	94	392,900	
	95	394,200	
	96	395,500	
	97	396,900	
	98	397,900	
	99	399,000	
	100	400,100	
	101	401,000	
	102	402,000	

	103	403,100	
	104	404,200	
	105	404,900	
	106	405,900	
	107	406,900	
	108	407,900	
	109	408,700	
	110	409,600	
	111	410,500	
	112	411,300	
	113	411,900	
	114	412,600	
	115	413,300	
	116	414,000	
	117	414,700	
	118	415,500	
	119	416,100	
	120	416,900	
	121	417,500	
	122	417,900	
	123	418,400	
	124	418,700	
	125	419,100	
	126	419,600	
	127	420,100	
	128	420,600	
	129	421,000	
	130	421,500	
	131	422,000	
	132	422,500	
	133	422,900	
	134	423,400	
	135	423,900	
	136	424,400	
	137	424,800	
再任用職員		277,500	335,400

41	600,800	554,200	519,700	480,800	446,700	416,000	353,700	322,600	301,600	300,900	294,500	294,300	287,200	271,900
42	602,100	555,400	520,600	481,700	446,600	418,200	355,800	324,700	303,600	302,800	296,400	296,200	288,900	273,400
43	603,400	556,600	521,900	482,600	447,500	419,100	356,900	325,600	304,700	303,700	297,500	297,300	290,000	274,500
44	604,700	557,800	522,400	483,500	448,400	420,000	357,800	326,500	305,600	304,600	298,400	298,200	291,100	275,600
45	605,800	558,900	523,400	484,200	449,300	420,900	358,700	327,400	306,500	305,500	299,300	299,100	292,000	276,700
46			524,300	485,100	450,200	421,800	359,600	328,300	307,400	306,400	300,200	300,000	292,900	277,800
47			525,200	486,000	451,100	422,700	360,500	329,200	308,300	307,300	301,100	301,000	293,800	278,900
48			526,100	486,900	452,000	423,600	361,400	330,100	309,200	308,200	302,000	302,000	294,700	279,000
49			527,000	487,800	452,900	424,500	362,300	331,000	310,100	309,100	302,900	302,900	295,600	280,100
50			527,900	488,700	453,800	425,400	363,200	331,900	311,000	310,000	303,800	303,800	296,500	281,200
51			528,800	489,600	454,700	426,300	364,100	332,800	311,900	310,900	304,700	304,700	297,400	282,300
52			529,700	490,500	455,600	427,200	365,000	333,700	312,800	311,800	305,600	305,600	298,300	283,400
53	530,500	530,500	531,400	491,600	456,500	428,100	365,900	334,600	313,700	312,700	306,500	306,500	299,200	284,500
54	531,400	532,300	533,200	492,500	457,400	429,000	366,800	335,500	314,600	313,600	307,400	307,400	300,100	285,600
55	532,300	533,200	534,100	493,400	458,300	429,900	367,700	336,400	315,500	314,500	308,300	308,300	301,000	286,700
56	533,200	534,100	535,000	494,300	459,200	430,800	368,600	337,300	316,400	315,400	309,200	309,200	301,900	287,800
57	534,000	535,000	536,000	495,200	460,100	431,700	369,500	338,200	317,300	316,300	310,100	310,100	302,800	288,900
58	535,000	536,000	537,000	496,100	461,000	432,600	370,400	339,100	318,200	317,200	311,000	311,000	303,700	289,000
59	536,000	537,000	538,000	497,000	461,900	433,500	371,300	340,000	319,100	318,100	311,900	311,900	304,600	290,100
60	537,000	538,000	539,000	498,000	462,800	434,400	372,200	340,900	320,000	319,000	312,800	312,800	305,500	291,200
61	538,000	539,000	540,000	499,000	463,700	435,300	373,100	341,800	320,900	320,000	313,700	313,700	306,400	292,300
62	539,000	540,000	541,000	500,000	464,600	436,200	374,000	342,700	321,800	320,900	314,600	314,600	307,300	293,400
63	540,000	541,000	542,000	501,000	465,500	437,100	375,000	343,600	322,700	321,800	315,500	315,500	308,200	294,500
64	541,000	542,000	543,000	502,000	466,400	438,000	376,000	344,500	323,600	322,700	316,400	316,400	309,100	295,600
65	542,000	543,000	544,000	503,000	467,300	438,900	377,000	345,400	324,500	323,600	317,300	317,300	310,000	296,700
66	543,000	544,000	545,000	504,000	468,200	439,800	378,000	346,300	325,400	324,500	318,200	318,200	310,900	297,800
67	544,000	545,000	546,000	505,000	469,100	440,700	379,000	347,200	326,300	325,400	319,100	319,100	311,800	298,900
68	545,000	546,000	547,000	506,000	470,000	441,600	380,000	348,100	327,200	326,300	320,000	320,000	312,700	299,000
69	546,000	547,000	548,000	507,000	470,900	442,500	381,000	349,000	328,100	327,200	320,900	320,900	313,600	300,100
70	547,000	548,000	549,000	508,000	471,800	443,400	382,000	350,000	329,000	328,100	321,800	321,800	314,500	301,200
71	548,000	549,000	550,000	509,000	472,700	444,300	383,000	351,000	330,000	329,000	322,700	322,700	315,400	302,300
72	549,000	550,000	551,000	510,000	473,600	445,200	384,000	352,000	331,000	330,000	323,600	323,600	316,300	303,400
73	550,000	551,000	552,000	511,000	474,500	446,100	385,000	353,000	332,000	331,000	324,500	324,500	317,200	304,500
74	551,000	552,000	553,000	512,000	475,400	447,000	386,000	354,000	333,000	332,000	325,400	325,400	318,100	305,600
75	552,000	553,000	554,000	513,000	476,300	447,900	387,000	355,000	334,000	333,000	326,300	326,300	319,000	306,700
76	553,000	554,000	555,000	514,000	477,200	448,800	388,000	356,000	335,000	334,000	327,200	327,200	320,000	307,800
77	554,000	555,000	556,000	515,000	478,100	449,700	389,000	357,000	336,000	335,000	328,100	328,100	320,900	308,900
78	555,000	556,000	557,000	516,000	479,000	450,600	390,000	358,000	337,000	336,000	329,000	329,000	321,800	309,000
79	556,000	557,000	558,000	517,000	479,900	451,500	391,000	359,000	338,000	337,000	330,000	330,000	322,700	310,100
80	557,000	558,000	559,000	518,000	480,800	452,400	392,000	360,000	339,000	338,000	331,000	331,000	323,600	311,200
81	558,000	559,000	560,000	519,000	481,700	453,300	393,000	361,000	340,000	339,000	332,000	332,000	324,500	312,300
82	559,000	560,000	561,000	520,000	482,600	454,200	394,000	362,000	341,000	340,000	333,000	333,000	325,400	313,400
83	560,000	561,000	562,000	521,000	483,500	455,100	395,000	363,000	342,000	341,000	334,000	334,000	326,300	314,500
84	561,000	562,000	563,000	522,000	484,400	456,000	396,000	364,000	343,000	342,000	335,000	335,000	327,200	315,600
85	562,000	563,000	564,000	523,000	485,300	456,900	397,000	365,000	344,000	343,000	336,000	336,000	328,100	316,700
86	563,000	564,000	565,000	524,000	486,200	457,800	398,000	366,000	345,000	344,000	337,000	337,000	329,000	317,800
87	564,000	565,000	566,000	525,000	487,100	458,700	399,000	367,000	346,000	345,000	338,000	338,000	330,000	318,900
88	565,000	566,000	567,000	526,000	488,000	459,600	400,000	368,000	347,000	346,000	339,000	339,000	331,000	319,000
89	566,000	567,000	568,000	527,000	488,900	460,500	401,000	369,000	348,000	347,000	340,000	340,000	332,000	320,100
90	567,000	568,000	569,000	528,000	489,800	461,400	402,000	370,000	349,000	348,000	341,000	341,000	333,000	321,200
91	568,000	569,000	570,000	529,000	490,700	462,300	403,000	371,000	350,000	349,000	342,000	342,000	334,000	322,300
92	569,000	570,000	571,000	530,000	491,600	463,200	404,000	372,000	351,000	350,000	343,000	343,000	335,000	323,400

再任
用職
員以
外の
職員

93	501,500	470,200	430,100	414,500	397,400	392,700	385,000	383,100	367,500
94	502,400	471,100	430,900	415,400	398,900	394,400	386,700	384,600	368,700
95	503,300	472,000	431,700	416,300	399,800	395,300	387,600	385,500	369,600
96	504,200	472,900	432,500	417,200	400,700	396,200	388,500	386,400	370,500
97	504,900	473,600	433,100	418,200	403,400	399,300	391,600	389,200	372,300
98	474,500	475,400	433,800	419,100	406,200	401,900	392,900	390,400	373,300
99	475,400	476,300	434,500	420,000	407,600	403,200	394,200	391,600	374,300
100	476,300	477,000	435,200	420,900	408,900	404,400	395,500	392,800	375,300
101	477,000	477,900	436,000	421,800	409,900	405,800	396,700	393,800	376,300
102	478,000	478,800	437,500	422,600	410,900	406,600	397,800	394,600	377,200
103	479,700	479,700	438,300	424,200	411,900	407,700	398,900	395,400	378,100
104	480,400	479,700	439,000	425,100	412,900	408,700	401,000	396,300	379,000
105	439,800	426,000	425,100	412,900	408,700	404,400	402,000	397,000	379,900
106	439,800	426,000	425,100	412,900	408,700	404,400	402,000	397,000	380,800
107	440,600	426,900	426,000	413,900	409,800	405,800	403,000	398,000	381,700
108	441,400	427,800	427,800	414,900	410,900	412,000	404,100	400,000	382,600
109	442,000	428,500	428,500	416,800	412,900	413,900	405,100	400,800	383,400
110	442,900	429,300	429,300	417,700	413,900	414,900	406,000	401,700	384,300
111	443,800	430,100	430,100	418,600	414,900	415,900	406,900	402,600	385,200
112	444,700	430,900	430,900	419,500	415,900	416,800	407,800	403,500	386,100
113	445,400	431,600	431,600	420,500	416,800	417,800	408,600	404,300	387,100
114	446,200	432,300	432,300	421,400	417,800	418,800	409,600	405,200	
115	447,000	433,000	433,000	422,300	418,800	419,800	410,600	406,100	
116	447,800	433,700	433,700	423,200	419,800	420,800	411,600	407,000	
117	448,700	434,400	434,400	424,100	420,800	421,800	412,400	407,900	
118	449,500	435,200	435,200	425,000	421,800	422,800	413,300	408,800	
119	450,300	436,000	436,000	425,900	422,800	423,800	414,200	409,700	
120	451,100	436,800	436,800	426,800	423,800	424,800	415,100	410,600	
121	452,000	437,700	437,700	427,700	424,800	425,800	416,000	411,500	
122	452,800	438,500	438,500	428,600	425,800	426,800	416,900	412,400	
123	453,600	439,300	439,300	429,500	426,800	427,800	417,800	413,300	
124	454,400	440,100	440,100	430,400	427,800	428,800	418,700	414,200	
125	455,200	440,900	440,900	431,300	428,800	429,800	419,600	415,100	
126	456,000	441,700	441,700	432,200	429,800	430,800	420,500	416,000	
127	456,800	442,500	442,500	433,100	430,800	431,800	421,400	416,900	
128	457,600	443,300	443,300	434,000	431,800	432,800	422,300	417,800	
129	458,500	444,200	444,200	434,900	432,800	433,800	423,200	418,700	
130	445,000	445,000	445,000	435,800	433,800	434,800	424,100		
131	445,800	445,800	445,800	436,700	434,700	435,700	425,000		
132	446,600	446,600	446,600	437,600	435,600	436,600	425,900		
133	447,500	447,500	447,500	438,500	436,500	437,500	426,800		
134	448,300	448,300	448,300	439,400	437,400	438,400	427,700		
135	449,100	449,100	449,100	440,300	438,300	439,300	428,600		
136	449,900	449,900	449,900	441,200	439,200	440,200	429,500		
137	450,800	450,800	450,800	442,100	440,100	441,100	430,400		
138	441,100	441,100	441,100	443,000	441,000	442,000	431,300		
139	441,900	441,900	441,900	443,800	441,800	442,800	432,200		
140	442,700	442,700	442,700	444,700	442,700	443,700	433,100		
141	443,600	443,600	443,600	445,600	443,600	444,600	434,000		
142	444,400	444,400	444,400	446,500	444,500	445,500	434,900		
143	445,200	445,200	445,200	447,400	445,400	446,400	435,800		
144	446,000	446,000	446,000	448,300	446,300	447,300	436,700		

[illegible]

(備考一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

ロ この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

三 この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

四 退職の日に昇任した職員（その者の事情により勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この章の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の日

欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の二

部を次のように改正する。

第十四条第二項中「同条第二項中「指定職俸給表を」同条第三項第一号口中「指定職俸給表」に改める。

第十八条の二の二中「百分の百二十二・五」

とあるのは「百分の百四十」と、「を」を「六月

に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては「百分の百七十」を、「百分の百五十五」に改める。

第二十二條の二第五項中「**單身赴任手当**」を

削る。

第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「を」、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、

「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

附則第六項中「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円
	1	195,100	325,800
	2	196,800	328,000
	3	198,400	330,300
	4	200,100	332,500
	5	201,900	334,800
	6	203,600	337,000
	7	205,300	339,300
	8	206,900	341,600
	9	208,700	343,700
	10	210,600	345,800
	11	212,500	348,000
	12	214,400	350,100
	13	216,100	352,300
	14	218,100	354,300
	15	220,100	356,300
	16	222,100	358,300
	17	224,000	360,200
	18	226,700	362,100
	19	229,400	364,100
	20	232,100	366,100
	21	234,700	367,900
	22	237,500	369,900
	23	240,100	371,800
	24	242,800	373,700
	25	245,400	375,200
	26	247,900	377,000
	27	250,400	378,900
	28	252,900	380,800
	29	255,600	382,700
	30	258,000	384,600
	31	260,300	386,500
	32	262,600	388,500
	33	264,900	390,200
	34	267,200	391,900
	35	269,400	393,500
	36	271,600	395,300
	37	274,000	396,500
	38	276,000	398,000
	39	278,100	399,400
	40	280,200	400,800
	41	282,200	402,500
	42	284,800	403,900
	43	287,200	405,200
	44	289,700	406,700
	45	291,900	408,300
	46	294,500	409,600
	47	297,000	411,100
	48	299,700	412,700

再任用職員以外の職員	49	302,100	414,400
	50	304,500	415,800
	51	307,000	417,400
	52	309,400	418,900
	53	311,800	420,600
	54	314,000	422,100
	55	316,100	423,700
	56	318,300	425,300
	57	320,600	426,800
	58	322,700	428,300
	59	324,900	429,500
	60	326,900	430,700
	61	329,100	431,900
	62	331,200	433,200
	63	333,400	434,500
	64	335,600	435,700
	65	337,500	436,900
	66	339,700	438,100
	67	341,800	439,300
	68	344,000	440,500
	69	346,000	441,700
	70	348,000	442,900
	71	350,100	444,100
	72	352,100	445,300
	73	353,900	446,400
	74	355,800	447,000
	75	357,700	447,500
	76	359,600	448,000
	77	361,500	448,500
	78	363,200	
	79	364,900	
	80	366,500	
	81	368,000	
	82	369,500	
	83	371,000	
	84	372,400	
	85	373,500	
	86	374,900	
	87	376,300	
	88	377,600	
	89	378,900	
	90	380,200	
	91	381,400	
	92	382,700	
	93	384,000	
	94	385,100	
	95	386,400	
	96	387,600	
	97	389,000	
	98	390,000	
	99	391,100	
	100	392,100	
	101	393,000	
	102	394,000	

	103	395,100	
	104	396,200	
	105	396,900	
	106	397,800	
	107	398,700	
	108	399,600	
	109	400,400	
	110	401,300	
	111	402,100	
	112	402,900	
	113	403,500	
	114	404,200	
	115	404,900	
	116	405,600	
	117	406,200	
	118	406,700	
	119	407,100	
	120	407,500	
	121	407,900	
	122	408,200	
	123	408,500	
	124	408,700	
	125	408,900	
	126	409,200	
	127	409,500	
	128	409,700	
	129	409,900	
	130	410,200	
	131	410,500	
	132	410,700	
	133	410,900	
	134	411,200	
	135	411,500	
	136	411,700	
	137	411,900	
	138	412,200	
	139	412,500	
	140	412,700	
	141	412,900	
	142	413,200	
	143	413,500	
	144	413,700	
	145	413,900	
再任用職員		272,000	328,800

別表第二 自衛官俸給表 (第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

階級 職員の 区分	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空
-----------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

41		387,400	540,100	508,100	471,400	437,800	407,800	346,700	316,200	295,700	295,100	288,600	288,400	282,400	269,200
42		388,400	541,000	508,600	472,200	439,700	409,900	348,800	318,200	297,600	296,900	290,400	290,200	283,900	270,400
43		389,400	541,900	510,100	473,000	441,600	412,000	350,500	320,200	299,500	298,700	292,200	292,000	285,400	271,600
44		390,400	542,800	509,600	473,800	443,500	414,100	353,000	322,200	301,400	300,500	294,000	293,800	286,900	272,800
45	591,200	543,500	510,000	474,400	445,300	416,300	354,900	324,300	303,300	302,300	295,900	295,700	288,200	274,000	
46			510,000	475,200	446,900	418,300	356,700	326,400	305,200	304,100	297,700	297,500	290,000	275,200	
47			511,000	476,000	448,500	420,300	358,500	328,500	307,100	305,900	299,500	299,300	291,800	276,400	
48			511,500	476,800	450,100	422,300	360,300	330,600	309,000	307,700	301,300	293,600	277,600		
49			511,800	477,400	451,700	424,300	362,200	332,700	310,900	309,400	302,900	302,800	295,300	278,800	
50			512,300	478,100	452,900	425,500	364,200	334,700	312,800	311,200	304,600	304,600	297,000	280,200	
51			512,800	478,800	454,100	426,700	366,200	336,700	314,700	313,000	306,400	306,400	298,700	281,600	
52			513,300	479,500	455,300	427,900	368,200	338,700	316,600	314,800	308,300	308,200	300,400	283,000	
53			513,600	480,100	456,600	428,900	370,100	340,700	318,600	316,700	310,200	310,100	302,100	284,200	
54			514,000	480,700	457,800	429,800	371,900	342,700	320,600	318,500	312,000	311,800	303,800	285,700	
55			514,400	481,300	459,000	430,700	373,700	344,700	322,600	320,300	313,800	313,500	305,500	287,200	
56			514,800	481,900	460,200	431,600	375,500	346,700	324,600	322,100	315,600	315,200	307,200	288,700	
57	515,300	482,600	461,300	432,600	377,100	348,600	326,600	324,000	317,000	318,800	308,800	317,000	308,800	291,600	
58		483,200	462,200	433,600	379,000	350,300	328,500	325,900	319,200	320,600	312,000	312,000	302,600	293,100	
59		483,800	463,100	434,600	380,900	352,000	330,400	327,800	321,000	321,000	312,000	312,000	303,100	294,600	
60		484,400	464,000	435,600	382,800	353,700	332,800	329,700	322,700	322,800	313,600	313,600	304,100	295,900	
61		485,000	465,000	436,400	384,500	355,500	334,300	331,700	324,400	325,800	315,300	315,300	305,100	296,900	
62		485,500	465,600	437,200	386,300	357,200	336,200	333,700	326,400	327,600	316,800	316,800	306,100	298,500	
63		486,000	466,200	438,000	388,100	358,900	338,100	335,700	328,400	329,400	318,300	318,300	307,100	299,800	
64		486,500	466,800	438,800	389,900	360,600	340,000	337,700	330,400	337,700	319,800	319,800	308,100	299,800	
65		487,000	467,400	439,400	391,600	362,400	342,000	339,500	332,200	341,200	321,000	321,000	309,100	300,900	
66		487,500	467,900	440,200	393,200	364,000	343,800	341,200	333,900	342,900	322,800	322,800	310,100	302,100	
67		488,000	468,400	441,000	394,800	365,000	345,600	342,900	335,600	344,600	324,000	324,000	311,100	303,300	
68		488,500	468,900	441,800	396,400	367,800	347,400	344,600	337,300	346,000	325,800	325,800	312,100	304,500	
69		489,000	469,400	442,500	398,100	369,400	349,300	346,200	338,900	347,500	327,000	327,000	313,100	305,500	
70		489,500	469,900	443,300	399,400	371,200	351,100	348,000	340,600	349,200	328,700	328,700	314,100	306,500	
71		490,000	470,400	444,100	400,700	373,000	352,900	349,800	342,300	351,600	330,100	330,100	315,100	307,100	
72		490,500	470,900	444,900	402,000	374,800	354,700	351,600	344,000	353,300	331,500	331,500	316,100	307,900	
73		491,000	471,400	445,500	403,200	376,500	356,300	353,300	345,800	354,900	333,000	333,000	317,100	308,700	
74	西氏 用職 以外 の 職員	491,500	471,900	446,300	404,600	378,300	358,000	355,100	347,500	356,900	334,400	334,400	318,100	309,500	
75		492,000	472,400	447,100	406,800	380,100	359,700	356,900	349,200	358,700	335,800	335,800	319,100	310,300	
76		492,500	472,900	447,900	408,800	381,900	361,400	358,700	351,400	360,400	336,600	336,600	320,100	311,100	
77		493,000	473,400	448,500	407,800	383,800	363,200	360,400	352,700	361,100	337,400	337,400	321,100	312,700	
78		493,500	473,900	449,200	408,900	385,500	364,900	362,100	354,400	362,100	338,200	338,200	322,100	313,500	
79		494,000	474,400	449,900	410,000	387,200	366,600	363,800	356,100	363,800	339,000	339,000	323,100	314,300	
80		494,500	474,900	450,600	411,100	388,900	368,300	365,500	357,800	365,500	340,000	340,000	324,100	315,100	
81		494,800	475,400	451,200	412,100	390,400	370,100	367,100	359,300	367,100	340,800	340,800	325,100	315,900	
82		495,000	475,900	451,800	412,900	391,900	371,900	368,600	360,900	368,600	341,600	341,600	326,100	316,700	
83		495,200	476,400	452,400	413,700	393,400	373,700	370,100	362,500	370,100	342,400	342,400	327,100	317,500	
84		495,400	476,900	453,000	414,500	394,900	375,500	371,600	364,100	371,600	343,200	343,200	328,100	318,300	
85		495,600	477,400	453,500	415,100	396,500	377,100	373,100	365,500	373,100	344,000	344,000	329,100	319,100	
86		495,800	477,900	454,100	415,900	397,800	378,700	374,500	366,900	374,500	344,800	344,800	330,100	320,100	
87		496,000	478,400	454,700	416,700	399,100	380,300	375,900	368,300	375,900	345,600	345,600	331,100	321,100	
88		496,200	478,900	455,300	417,500	400,400	381,900	377,300	369,700	377,300	346,400	346,400	332,100	322,100	
89		496,400	479,400	455,900	418,200	401,600	383,400	378,800	371,200	378,800	347,200	347,200	333,100	323,100	
90		496,600	479,900	456,200	419,100	402,800	384,900	380,300	372,000	380,300	348,000	348,000	334,100	324,100	
91		496,800	480,400	456,700	420,000	404,000	386,400	381,800	374,200	381,800	348,800	348,800	335,100	325,100	
92		496,900	480,900	457,200	420,900	405,200	387,900	383,000	375,000	383,000	349,600	349,600	336,100	326,100	

93	481,400	457,700	421,600	406,400	389,500	384,900	377,300	375,400	360,000
94	481,900	458,200	422,400	407,300	391,000	386,600	378,900	376,900	361,200
95	482,400	458,700	423,200	408,200	392,500	388,300	380,500	378,400	362,400
96	482,900	459,200	424,000	409,100	394,000	390,000	382,100	379,900	363,600
97	483,400	459,700	424,600	410,000	395,400	391,500	383,800	381,400	364,800
98	483,900	460,200	425,300	410,900	396,800	392,800	385,100	382,600	365,800
99	484,400	460,700	426,000	411,800	398,200	394,100	386,400	383,800	366,800
100	484,900	461,200	426,700	412,700	399,600	395,400	387,700	385,000	367,800
101	485,200	461,700	427,400	413,500	400,800	396,600	388,800	386,000	368,700
102	485,700	462,200	428,100	414,300	401,800	397,600	389,900	386,800	369,600
103	486,200	462,700	428,800	415,100	402,800	398,600	391,000	387,500	370,500
104	486,700	463,200	429,500	415,900	403,800	399,600	392,100	388,400	371,400
105	487,000	463,700	430,300	416,700	404,700	400,600	393,000	389,200	372,300
106	487,300	464,200	430,900	417,600	405,700	401,700	394,000	390,000	373,200
107	487,600	464,700	431,500	418,500	406,700	402,800	395,000	390,800	374,100
108	487,900	465,200	432,100	419,400	407,700	403,900	396,000	391,600	375,000
109	488,200	465,700	432,700	420,100	408,600	404,800	397,100	392,400	375,700
110	488,500	466,200	433,300	420,900	409,500	405,700	397,900	393,200	376,500
111	488,800	466,700	433,900	421,700	410,400	406,600	398,700	394,000	377,300
112	489,100	467,000	434,500	422,500	411,300	407,500	399,500	394,800	378,100
113	489,400	467,300	435,000	423,100	412,200	408,500	400,400	395,600	379,000
114	489,700	467,600	435,600	423,800	413,100	409,500	401,200	396,400	379,800
115	490,000	467,900	436,200	424,500	414,000	410,500	402,000	397,200	380,600
116	490,300	468,200	436,800	425,200	414,900	411,500	402,800	398,000	381,400
117	490,600	468,500	437,300	425,900	415,700	412,300	403,600	398,800	382,200
118	490,900	468,800	437,900	426,600	416,500	413,200	404,500	399,600	383,000
119	491,200	469,100	438,500	427,300	417,300	414,100	405,300	400,400	383,800
120	491,500	469,400	439,100	428,000	418,100	415,000	406,100	401,200	384,600
121	491,800	469,700	439,700	428,600	418,900	415,700	407,000	402,000	385,400
122	492,100	470,000	440,200	429,300	419,700	416,500	407,800	402,800	386,200
123	492,400	470,300	440,800	430,000	420,500	417,300	408,600	403,600	387,000
124	492,700	470,600	441,400	430,700	421,300	418,100	409,400	404,400	387,800
125	493,000	470,900	442,000	431,300	421,900	419,000	410,300	405,200	388,600
126	493,300	471,200	442,600	432,000	422,600	419,800	411,100	406,000	389,400
127	493,600	471,500	443,200	432,700	423,300	420,600	411,900	406,800	390,200
128	493,900	471,800	443,800	433,400	424,000	421,400	412,700	407,600	391,000
129	494,200	472,100	444,400	434,000	424,600	422,000	413,300	408,200	391,800
130	494,500	472,400	445,000	434,700	425,300	423,100	414,100	409,000	392,600
131	494,800	472,700	445,600	435,400	426,000	423,900	415,000	410,000	393,400
132	495,100	473,000	446,200	436,100	426,700	424,700	415,800	410,800	394,200
133	495,400	473,300	446,800	436,800	427,400	425,400	416,600	411,600	395,000
134	495,700	473,600	447,400	437,500	428,100	426,100	417,400	412,400	395,800
135	496,000	473,900	448,000	438,200	428,800	426,800	418,200	413,200	396,600
136	496,300	474,200	448,600	438,900	429,500	427,500	419,000	414,000	397,400
137	496,600	474,500	449,200	439,600	430,200	428,200	419,800	414,800	398,200
138	496,900	474,800	449,800	440,300	430,900	428,900	420,500	415,500	399,000
139	497,200	475,100	450,400	441,000	431,600	429,600	421,200	416,200	399,800
140	497,500	475,400	451,000	441,700	432,300	430,300	422,000	417,000	400,600
141	497,800	475,700	451,600	442,400	433,000	431,000	422,800	417,800	401,400
142	498,100	476,000	452,200	443,100	433,700	431,700	423,600	418,600	402,200
143	498,400	476,300	452,800	443,800	434,400	432,400	424,400	419,400	403,000
144	498,700	476,600	453,400	444,500	435,100	433,100	425,200	420,200	403,800

備考）統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

この表の1等空佐、1等海佐及び1等空佐の1欄又は2欄に定める額の奉給を受ける議員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

欄に定める額の供給を支給するものとする。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定、防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。）による改正後の法（附則第四条において「新法」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（適用日における最高の号俸を超える俸給月額）の切替え）

第二条 平成二十六年四月一日(以下この条及び次条において「適用日」という。)の前日において法第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額、防衛省令で定めらる。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

第三条 適用日前に職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては法別表第二の陸将補、海將補及び空將補の欄)をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一

う。以下この条及び附則第七条において同じ。を異にして異動した職員及び防衛省令で定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことが出来る。

(給与の内払)

第四条 新法の規定を適用する場合においては、
第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(切替日における最高の号俸を超える俸給月額
の切替え)

第五條 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において法第五條第四項若しくは第五項、第六條の二第二項又は第七條第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の出替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（平成二十七年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額）

第六條 醫師又は齒科醫師である自衛官(法第六條第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。)の俸給月額は、第二條の規定による改正後の法別表第二の規定にかかわらず、平成二十七年十

二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第七條 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び防衛省令で定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第八條 切替日の前日から引き続き同一の關係俵

給表法別表第一若しくは別表第二、一般職の職員との給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一、別表第六イ、別表第七、別表第八(イを除く)、別表第十若しくは別表第十一、一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七條第一項の

俸給表又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律平成九年法律第六十五号）第六条第一項の俸給表若しくは同条第二項の俸給表をいう。以下この条において同じ。の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（防衛省令で定める

職員を除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する

額(特定職員)法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(自衛隊法昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された者を除く。)及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官(法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。)をいう。以下この項において同じ。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を俸給として支給する。

切替日から自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「別表第六イ、別表第七、別表第八（イを除く。）」とあるのは、「別表第六から別表第八（イを除く。）まで」とする。

3 切替日の前日から引き続き関係俸給表の適用を受ける職員(第一項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 切替日以降に新たに関係俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第一項又は前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、これらの規定に準じて、俸給を支給する。

第九条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第二項及び法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号から第四号までの規定の適用については、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第二項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第

号 附則第八条の規定による俸給の額との合計額」と、法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」と読み替えるものとする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下この項において「平成二十六年防衛省給与改正法」という。))附則

第八条の規定による俸給の額との合計額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「政令で定める俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第二」とあるのは「平成二十六年防衛省給与改正法第二条の規定による改正前の別表第二」とする。

(平成二十七年三月三十一日までの間における昇給に関する特例)

第十条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。))附則第九条の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間における法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の適用について準用する。

(平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

第十一条 一般職給与改正法附則第十条の規定は、切替日から平成三十年三月三十一日までの間における法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第二項、第十一条の五及び第十二条の二第二項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第十条の表中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

(広域異動手当に関する特例)

第十二条 一般職給与改正法附則第十一条の規定は、切替日から平成二十八年三月三十一日まで間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の八第一項の規定の適用について準用する。

(地域手当に関する経過措置)

第十三条 第二条の規定の施行の際現に法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する同条の規定の適用については、次のとおりとする。

第十四条 第二条の規定の施行の際現に法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する同条の規定の適用については、次のとおりとする。

給に関する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	同条第二項各号に定める割合をいう。以下	
	同条第一項	同条第二項各号
第三項	同条第一項	第十一條の三第一項
	同条第二項各号	第十一條の三第二項各号

2 第二条の規定の施行の際現に法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職給与法第十一条の三若しくは一般職給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第二項の規定の適用については、同項中「第十一条の三第二項各号に定める割合をい」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律(平成二十六年法律第 号)第二項の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をい」と読み替えるものとする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第十四条 一般職給与改正法附則第十三条の規定は、切替日前に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の八第一項の規定の適用について準用する。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十六条 国家公務員の育児休業等に関する法律

(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「、単身赴任手当」を削る。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員
の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

平成二十六年十一月十二日印刷

平成二十六年十一月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D